北海道保険医新聞

発行所・北海道保険医会
〒060-0042
札幌市中央区大通西６丁目
北海道医師会館３Ｆ
TEL.(011)231-6281
FAX.(011)231-6283
編集発行人 加藤 康夫
●毎月５・20日発行
●定価１部〒共120円
●郵便振替 02790-3-20354
(会員の購読料は、会費に含まれています。)
Eメール info@h-hokenikai.com
本会のホームページアドレス
http://h-hokenikai.com/
是非ご覧ください

—主な目次—

2面…●解説「使える給付・助成金、融資の活用を」
●時論「随時改定の問題点とは」
3面…●会員訪問 ●読後感
●支部だより
4面…●歯科保険診療研究

新型コロナ「緊急事態宣言」解除へ

――本道の医療現場は第３波へ警戒感

新型コロナ特措法に基づく緊急事態宣言が5月25日に全面解除された。東京など首都圏1都3県と北海道で継続していた緊急事態宣言は全都道府県で解除となった。

感染拡大防止から社会経済活動再開への動きで、感染者が再び増える恐れがあり、第2波にある北海道の医療現場では、第3波による医療崩壊へ警戒を続ける必要がある。

緊急事態宣言の全面解除により、今後は感染拡大防止と社会経済活動の両立が課題となる。全国の感染状況では、首都圏での感染者増加が鈍化傾向をみせる中、本道では石狩管内の医療機関や介護施設等での院内感染やクラスターで、延べ感染者数は１０００人を超えており、感染者の多くを占める札幌市では警戒が続いている。

政府の新型コロナウイルス感染症専門家会議は、宣言解除を判断する際に、①感染状況（直近1週間の10万人当たりの新規感染者０・５人以下）②医療提供体制③ＰＣＲ検査能力などの監視体制の３要素が基準になると指摘。特定警戒都道府県に含まれた北海道では、国とは別に(1)1日あたりの新規感染者数10人以下(2)1日あたりの感染経路不明の新規感染者数３人以下(3)入院者数２５０人以下―の３本柱に各管内別の基準を加えた独自の基準を示し対応に努めた。今回の全面解除は感染状況と医療提供体制を考慮し総合的に判断された。

道知事と札幌市長へ要請書を提出

本会では、緊急事態宣言が延長されていた5月8日に、鈴木道知事と秋元札幌市長に「新型コロナウイルスの急速な感染拡大に伴うＰＣＲ検査のさらなる対応についての要請書」を送付した。要請の内容は、「診療にあたった医師がＰＣＲ検査を必要と判断した患者に対しては、確実に検査を実施できる体制を早急に整えること」「必要十分なＰＣＲ検査が実施できるよう、早急に検体採取の体制や検査施設の整備を行うとともに、保健所、帰国者・接触者相談センターのマンパワーの確保充実に努めること」の２つである。

ＰＣＲ検査について

ＰＣＲ検査は、感染の疑いがあれば保健所の帰国者・接触相談センター等に相談して専門外来を受診し、医師が必要と判断すれば検査を受けるという流れであったが、実際は重症の恐れのある患者に集中していた。本道では、道立衛生研究所、札幌市衛生研究所、旭川市、函館市、小樽市の各保健所と道内10カ所の道立保健所及び医療機関等で行われてきた。

本会が３月に実施したアンケート調査では、感染が疑われ保健所等に検査の必要性を指摘したが拒否されたとの回答が62件１１１事例あり、現場の医師の判断がＰＣＲ検査に繋がらないケースが相当数あった。札幌市は、感染患者に特化した「重点医療機関」に市立札幌病院を指定し、ＰＣＲ検査センター新設で全道の検査能力は1日当たり４００人に増強される見込みである。

５月に入り厚労省はＰＣＲ検査の絞り込みとなった相談の目安「37・５度以上の発熱が４日以上」を削除した。また、目標に掲げていた1日当たり２万２０００件の検査能力に達したと発表した。

我が国のＰＣＲ検査数は諸外国に比べ圧倒的に少なく、経済開発協力機構（ＯＥＣＤ）36カ国中35番目で、その理由は初期対応の遅れと人員・資材等の絶対的な不足にある。感染の実態を調べるべきとの意見がある一方、無作為な検査拡大は得策ではないとの指摘もある。しかし、ＰＣＲ検査の拡充は、治療方針の選択だけでなく、院内感染の防止、クラスターの発生予防など患者と医療者双方を守る重要な対策である。

歯科医師の参画

厚労省は、ＰＣＲ検査の人員を補うために歯科医師による鼻咽頭からの検体採取を認める通達を発出。さらに唾液によるＰＣＲ検査の実施が患者や担当者の負担軽減、検査数の増大につながるとして5月中に認める方向で検討している。日頃より口腔内治療に知見のある歯科医師が対応可能となるが、厚労省側はあくまで時限措置としており、適切な評価と「歯科医師の医療行為」の担保がされるのか等、対応にあたる歯科医師会が行政や医師会と十分なコンセンサスを得た上で臨む必要がある。

抗原検査と治療薬

新型コロナウイルス感染の有無を診断する抗原検査キットが承認された。従来のＰＣＲ検査に比べ早く簡便だが精度は低く陽性の確定判断だけに使う方針で陰性の場合には医師の判断でＰＣＲ検査を行う。また、国内初の新型コロナ治療薬「レムデシビル」が薬事承認された。現在、国産の抗インフルエンザウイルス薬「アビガン」の保険適用が検討されている。今後ＰＣＲ検査と抗原検査の適切な組合せが急務である。

医療機関の経営危機

緊急事態宣言解除後もなお医療機関の経営危機が続くことが懸念される。本会アンケートでは8割近くが「患者・収入が減少」と回答。日本医師会と四病院団体協議会は「診療体制に関する要望書」で経営破綻阻止、感染防護用品や衛生材料の確保等を求めた。また保団連も経営破綻阻止に向けて、減収分の補填、従業員への休業手当の助成、家賃や借入金返済の猶予などを求めた。今後の医院経営にどう向き合うかが重要となる(補償関連は2面)。

7月から金パラ価格改定

グラム2662円に

4月24日の中医協総会に歯科用貴金属（金、パラジウム、銀）の「随時改定Ⅱ」が提案され、承認された。この7月1日からの金パラの告示価格は2662円／グラムとなり、4月1日の告示価格（2083円／グラム）から27・8％（579円／グラム）の引き上げとなる。

6カ月ごとの従来の改定を「随時改定Ⅰ」として、歯科用貴金属価格の素材価格の変動幅がその時点の告示価格の±15％を超えた場合、診療報酬改定時及び随時改定Ⅰ時の3カ月後に見直しを行うもの。3カ月ごとに15％を超える価格変動があれば改定を実施する「随時改定Ⅱ」が新たに設けられた図。

昨年の秋以降、投機的な動きにより異常ともいえる価格高騰を招き、4月の改定においても「逆ザヤ」が解消されず、歯科では問題解決を求める怒りの声が非常に多かった。コロナの影響で価格が大幅に下落し、10月の随時改定Ⅰがどうなるのか、予断を許さない状況である。

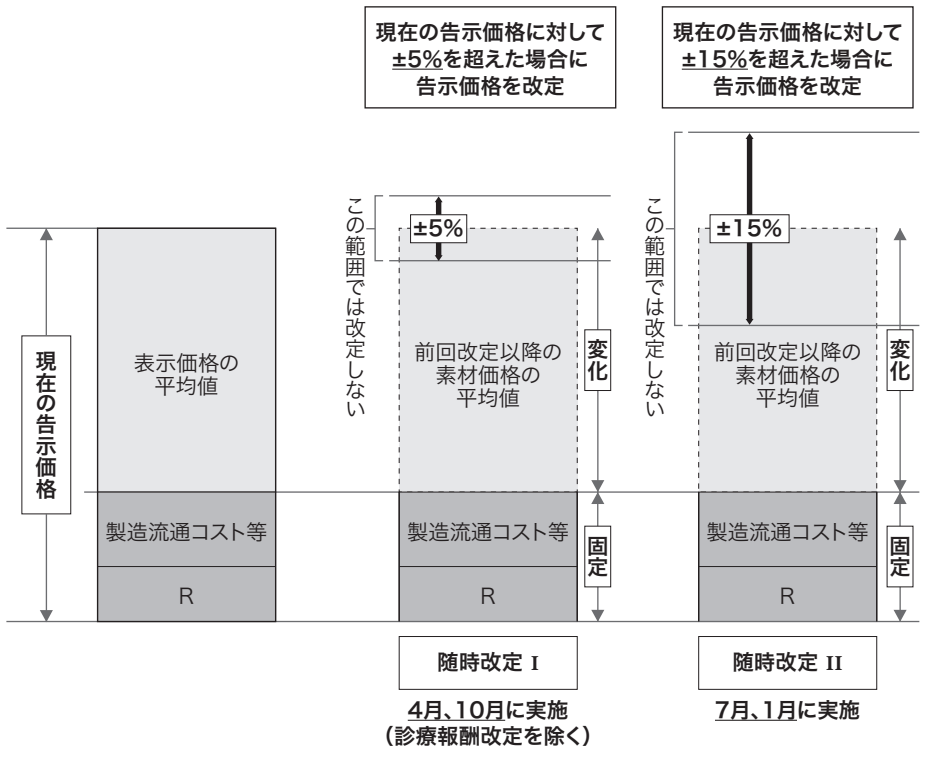

図 歯科用貴金属随時改定Ⅱについて(中医協資料一部改変)

千里眼

新型コロナウイルス感染症に終息の気配は見えない。治療方法が確立されておらず、有効なワクチンが開発されていない中、感染防止には人と人との接触を避け、人が触れる共有物の排除しかない。「3密」の回避が求められ、ソーシャル・ディスタンシングが新たな社会規範として定着してきた。自粛規制が緩めば感染は再び拡大する危険をはらむ。長丁場の闘いとなる▼人との接触機会の削減を図る巣ごもり生活、テレワークの推進など新しい生活様式が浸透してきた。ネット通販を中心に巣ごもり消費が急増し、「ZOOM」などインターネット会議システムが爆発的に普及している。会議や研修会、果ては飲み会まで、オンラインサービスが一気に生活の中に入り込んできた▼新型コロナウイルスの感染の拡大は、大きな転換点となるのだろう。コロナ後の世界は、新しい価値観をもとに、社会の在り方も変わるとの見方が少なくない。自粛規制による社会活動の停止も、社会が活力を取り戻すために必要な時と考えたい。この危機から得た教訓を今後に生かす投資の機会と捉えたい。（あ）

解説　新型コロナウイルス感染拡大
使える給付・助成金、融資の活用を

医療機関が利用可能な主な補助・助成金、融資制度等の情報や相談窓口を掲載いたします（2020年5月27日現在）。

給付制度

【持続化給付金】

実施主体　経済産業省

相談窓口　持続化給付金事業コールセンター（TEL0120-115-570）

制度概要　新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して支給される、事業全般に広く使える給付金です。新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している方が対象です。

［給付額］法人は200万円、個人事業者は100万円（※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限）

［支給対象］資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者など幅広く対象とする予定

拡充された融資制度

【独立行政法人福祉医療機構　医療貸付事業】

実施主体　独立行政法人福祉医療機構

相談窓口　独立行政法人福祉医療機構　医療審査課　融資相談係（TEL03-3438-9940）

制度概要　新型コロナウイルスの感染により事業停止等になった医療機関施設向け優遇融資です。無担保・無利子で経営資金・長期運転資金の融資をする事業です（診療所の新規貸付制度額は4,000万円で貸付利率は当初5年間は無利子）。

【政策金融公庫　新型コロナウイルス感染症特別貸付】

実施主体　（株）日本政策金融公庫、（株）商工組合中央金庫

相談窓口　（株）日本政策金融公庫　事業資金相談ダイヤル（TEL0120-154-505）

制度概要　最近1ヵ月の売上高が前年または前々年同期比5%以上減少するなどした事業者に、無担保で、3年間は基準金利より0．9%低い金利で運転資金・設備資金を融資する制度です。貸付限度額は、6000万円（国民事業）、3億円（中小事業）となっています。

職員休業時の助成制度

【雇用調整助成金】（特例措置による拡充）

実施主体　厚生労働省

相談窓口　学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター（TEL0120-60-3999）

制度概要　事業縮小等をした事業主がスタッフ（非正規含む）に支払った賃金、休業手当等の一部を助成する制度です。新型コロナ感染症の影響を受ける事業主を対象に以下の特例が設けられ拡充されました。

［対象期間］4月1日から6月30日の休業（4月8日以降の休業は以下の※が適用）

［対象］最近1カ月の売上が前年同月比5%以上減少

［助成額］1日8,330円上限に支払った賃金等の10分の9（解雇しない場合）を助成（※賃金の60%を超える分については10分の10を助成）

［支給日数上限］上記対象期間中の100日（通常の日数上限100日と別枠）

【小学校休業等対応助成金】

実施主体　厚生労働省

相談窓口　学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター（TEL0120-60-3999）

制度概要　小学校の臨時休校等で出勤できないスタッフに、賃金相当額全額を支払った場合の事業主に対する助成制度です。

［対象期間］2月27日～6月30日

［対象事業主］小学校等に通う子の世話を保護者として行うことが必要なスタッフ（非正規含む）に特別の有給休暇を取得させ、賃金全額を支払った事業主

［助成額］1日8,330円を上限に、休暇中に支払った賃金相当額

保証

【信用保証協会　セーフティネット保証4号・5号】

実施主体　経済産業省

相談窓口　お近くの信用保証協会（北海道：TEL0120-279-540）または中小企業金融相談窓口（TEL0570-783183）

保証限度額　2.8億円（一般保証と別枠／4号と5号は併用可）

制度概要　信用保証協会では、売り上げが落ち込んだ事業者が融資を受けやすくなるように、一般保証と別枠で借入債務を保証します。融資との併用で金利と保証料の減免措置があります。セーフティネット保証（4号・5号）の保証限度額は2.8億円で、利用条件は以下の通りです。

［セーフティネット4号］幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別に借入債務を保証。売上高が前年同月比20%以上減少などの場合

［セーフティネット5号］特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別に借入債務を保証。売上高が前年同月比5%以上減少などの場合

道と札幌市の新型コロナウイルスに関する各種制度

■北海道

道や関係機関の新型コロナウイルス感染症対策や各支援策などの情報サイトです。

■札幌市

新型コロナウイルスに関する各種給付金についてのサイトです。

助成金などは、道や各自治体独自で行っている場合もあり関係機関へお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、脆弱な医療体制を浮き彫りとし、影響の大きな医療機関にとってはスタッフの雇用・働き方を見直さざるを得ない状況です。

本会は、引き続き国及び自治体に対し、医療崩壊を防ぎ地域医療を守りため速やかな対応を求めていきます。

時論

随時改定の問題点とは

2020年4月24日の中医協総会に歯科用貴金属の「随時改定Ⅱ」が提案され、承認された。6カ月ごとの従来の改定を「随時改定Ⅰ」とし、歯科用貴金属価格の素材（金、パラジウム、銀）価格の変動幅がその時点の告示価格の±15%を超えた場合見直しを行うもの。「随時改定Ⅱ」では、3カ月ごとに15%を超える価格変動があれば改定を実施する。

4月の基準材料価格改定が告示された時点で、30グラムあたり6万2490円に引き上げられることとなったが、保団連の「金パラ『逆ザヤ』シミュレータ」では、改定時点で2万円を超える「逆ザヤ」という状況だった。実態にまったく見合わない改定に対し、本会・保団連が呼び掛けた会員署名などを通じて強い怒りが寄せられた。

今回の対応は、現場の切実な声が厚労省を動かしたものといえる。

3カ月の短期間で15%超という、大きな変動時の新対応策は、現在のような短期的な激変下では保険償還価格と市場実勢価格の乖離を緩和しうるが、一定の変動幅内ではこれまで同様に「逆ザヤ」が続く可能性はなくならない。

随時改定の問題点は、合金の市場実勢価格を調査せず、代わりに各素材の市場価格の資料を基に保険償還価格を決めることである。6カ月間の素材価格の変動が一定の範囲内であれば改定が見送られ、1年間の素材価格の市場動向を勘案することになり、乖離が放置されることなど、根本的な問題があるにもかかわらず、今次の対応は随時改定制度の問題点には一切踏み込んでいない。

世界情勢の変動を受けた投機的な動きにより、異常ともいえる価格高騰を招いていたが、新型コロナウイルスの世界的拡散によって、経済が停滞してくると、5月時点で価格の低下を見るようになった。そもそも、このような材料を保険診療に用いること自体が問題といえる。

メタルフリーの流れとともに、非金属の材料へのシフトや代替金属材料の開発こそが、本来取り組むべきことではないだろうか。

支部だより 118

石狩浜のブロンズ像「石狩―無辜の民―」

石狩支部　支部長　橋本 透

石狩市弁天町にある「番屋の湯」温泉から石狩灯台が立つ「はまなすの丘公園」に続く狭い道があります。道の左側には夏は若者で賑わう石狩浜海水浴場がありますが、訪れた昨年初秋はもう冷たい浜風が吹きつけていました。温泉から300mほど進んだ右側の草むらに、小さな看板と伸びた雑草に覆われた小径があります。道無き道を50mほど歩くと、そのブロンズ像は急に眼前に姿を現します。

上半身を布で巻かれ、かろうじて片手と両足を突き出した人物が、台座の上に横たわっています。その異様とも思える造形は何かを訴えるようにも見え、石狩浜の荒野に静かにそして屹然と佇みます。

この像は彫刻家・本郷新が制作した『石狩―無辜の民―』といいます。北海道に像を寄贈した本郷は石狩浜での設置を熱望します。しかし設置に向けた話し合いは、石狩町（当時）と北海道との間の補助金解釈の違いで一時頓挫します。その後、本支部顧問の稲見研二先生らの熱き尽力により、本郷が死亡した翌年（昭和56年）にモニュメントの設置が完成しました。

これは北海道開拓の歴史の中で、厳しい自然と闘ってきた無数の名もなき人々の存在を「無辜の民」として象っています。また不自由で困難な生活に直面した人々が、共に支え合い生き抜いてきた開拓民の不屈な精神を表します。

コンクリート製の台座にはめ込まれた御影石のプレートには、本郷の自筆による碑文が刻まれています。「この地に生きこの地に埋もれし数知れぬ無辜の民の霊に捧ぐ」。

コロナ禍がひと段落したら、是非開拓民の心に触れてください。

会員訪問 116

“ABC”を心に

菅原　祐一郎 先生

西興部歯科診療所　西興部村

略歴

札幌市出身。北海道大学理学部卒業後、電機メーカー子会社に就職。東京の工場で情報処理関連の開発業務を行う。その後、北海道大学歯学部に再入学。卒後大学院に進み、西興部歯科診療所に勤務。

―入会のきっかけは何ですか

診療報酬改定で、「院内感染防止対策に係る研修」の受講が必要となり、保険医会の研修に参加するために入会しました。

―開業した動機などは

厳密には開業しておりません。当院は開設者が「村（村長）」で自分は管理者になります。大学院在学中に、他医局の先生が診療していたのですが、自分に話が回ってきました。

―診療して嬉しかったことは

やはり治療で患者さんが「ものを良く咬めるようになった」とおっしゃってくれた時です。患者さんの紹介で他の患者さんが来院してくださったときも、うれしかったのと同時に緊張もしました。

―心がけていることは

「（A）当たり前のことを（B）馬鹿にしないで（C）ちゃんとする」。工場勤務していた時の課長に教わった言葉です。製品開発でも、診断でも、治療でも、理にかなったことを行うことが大事だと思っております。

―ご趣味など

学生時代から持久系の運動をしておりました。自転車競技、トライアスロン、クロスカントリースキーなど。自転車から落車転倒、鎖骨肩甲骨を骨折し、代診の先生を探すなど家族や医局に迷惑をかけたことがあり、競技として自転車に乗ることからは引退しています。クロスカントリースキーは細々と続けていますが、1年ほど前に春先の練習中に転倒で顔面を強打して眼鏡も破損。目の周りにあざができて、しばらく患者さんから「先生どうしたの？」と聞かれるように。もう若くはないのだなぁと思っております。

―今後の目標など

通常の診療の他に、学校医としての検診や歯磨き指導、フッ素洗口、村の保険事業として住民健診や未就学児に対するフッ素塗布時の検診、歯磨き指導など、村の保健師、行政の歯科衛生士さんと連携して村の皆様の健康に寄与していければと考えております。

―さいごに

現在コロナウイルス感染症が話題になっております。感染が多く認められている札幌から他の地域へ移動しての診療ということで、自分が不顕性感染しているかもしれない可能性は否定できず通常の手洗い等、換気や手作りのフェースガードなどして気を付けております。

（聞き手　事務局田中）

保険医休業保障共済保険　加入者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の給付に関するQ＆A

Q1　もし自分が感染した場合、給付の対象となるのか？

A　給付の対象です。ただし、第三者の医師への受診及び主治医が休業が必要であると証明した医療証明書が必要です。

Q2　風邪症状があったので、念のため休業した。この場合、給付の対象になるか？

A　新型コロナウイルス感染症の疑い病名でも給付対象です。ただし、第三者の医師への受診及び主治医が休業が必要であると証明した医療証明書が必要です。

Q3　症状があるので休業したいが、医療機関に直接受診できる状況ではない。給付を受けるにはどうすればいいか。

A　新型コロナウイルス感染症（疑い含む）の病名が付されれば、電話（オンライン）初診でも受診と認められます。

Q4　受診した患者さんが「陽性」と判明したり、従業員や家族が感染して自主的に休診した場合、給付の対象となるのか？

A　休診しただけでは給付の対象とはなりません。先生ご自身の症状について、第三者の医師への受診及び疑い病名（「新型コロナウイルス感染症の疑い」など）が付された医療証明書が提出されれば、給付の対象です。

読後感

凡事徹底

鍵山秀三郎著
致知出版社

イエローハットの創業者である鍵山秀三郎氏の人生訓をまとめた本です。人が見過ごしたり、見逃したり、見捨てたりしたものを一つ一つ拾い上げて、価値を見出す。誰でもできる平凡なことを徹底して、その中で差をつける。いつも難しく大きなことばかりを考えて失敗が続くことより、誰にでもできる平凡なことを少しずつでも続けていけば非凡となり、とてつもなく大きな力になることを知るべきであると書かれています。義務ではないことをどれだけできるか、相手のことをどれだけ思いやれるか、人としてのあり方・生き方を指南しており、自分が組織の中で何かできることはないかを考えて、常に率先して行うことを戒められました。（Y・K）

歯科部だより

第2回歯科部担当理事会（5月13日）

〈主な協議・検討事項〉

①2020年度歯科部関連事業の具体化について

・予定している事業は、8月末までは開催中止を決定。当面は新型コロナウイルス感染拡大の状況をみて対応を検討する。

②その他

・金パラ逆ザヤシュミレーター実勢価格調査結果
・金パラ「逆ザヤ」の即時解消を求める要請書名結果
・（6／5号）「歯科保険診療研究」原稿の確認

※次回　2020年度第3回歯科部担当理事会…6月10日（水）午後7時

新点数関連出版物のご案内

●お申し込みは本会事務局まで
☎011-231-6281

歯科
歯科保険診療の研究
会員価格 4,000円

医科
保険診療便覧
会員価格 3,500円

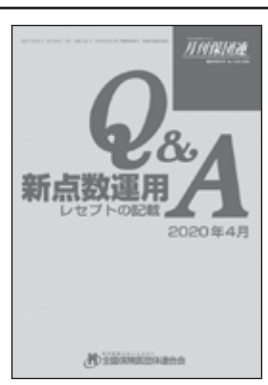

医科
新点数運用Q&A
会員価格 1,500円

歯科 保険診療研究

令和2年度診療報酬改定 疑義解釈（その9）

令和２年度診療報酬改定の取り扱いに係る疑義解釈（その９）が５月７日付で発出されましたので、ご確認ください。

【歯科疾患管理料】

問　区分番号「Ｂ000-4」に掲げる歯科疾患管理料の長期管理加算について、健診等からの移行で初診料の算定がなく、診療開始日から６月を超えて歯科疾患の管理及び療養上必要な指導を行った場合は、当該加算は算定できるか。

答　算定して差し支えない。

【小児口腔機能管理料、口腔機能管理料】

問　区分番号「Ｂ000-４-２」に掲げる小児口腔機能管理料の注１に、「歯科疾患管理料又は歯科特定疾患療養管理料を算定した患者」と規定されているが、前月以前にいずれかの管理料の算定があれば、同月に算定がなくとも小児口腔機能管理料を算定できるか。また、区分番号「Ｂ000-４-３」に掲げる口腔機能管理料についてはどうか。

答　いずれの管理料も算定して差し支えない。

問　区分番号「Ｂ000-４-２」に掲げる小児口腔機能管理料の注１に、歯科疾患管理料又は歯科特定疾患療養管理料を算定した患者とあるが、歯科疾患管理料又は歯科特定疾患療養管理料と併算定ができない周術期等口腔機能管理料等を算定している場合であって、歯科疾患管理料又は歯科特定疾患療養管理料の要件を満たす場合は小児口腔機能管理料を算定できるか。また、区分番号「Ｂ000-４-３」に掲げる口腔機能管理料についてはどうか。

答　いずれの管理料も算定できない。

【新製有床義歯管理料】

問　区分番号「Ｂ013」に掲げる新製有床義歯管理料の「２ 困難な場合」について、総義歯又は９歯以上の局部義歯の装着を行う場合には、咬合関係に関わらず算定してよいか。

答　算定して差し支えない。

問　区分番号「Ｂ013」に掲げる新製有床義歯管理料の「２ 困難な場合」について、新義歯の対顎に総義歯又は９歯以上の局部義歯が装着されている場合、新たに義歯を装着する義歯の歯数に関わらず算定できるか。

答　９歯未満の局部義歯を新製する場合には算定できない。

【歯周病検査】

問　区分番号「Ｄ002」に掲げる「歯周病検査」の留意事項通知（９）に、「やむを得ず患者の状態等により歯周ポケット測定等が困難な場合は、歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石の沈着の有無等により歯周組織の状態の評価を行い、歯周基本治療を開始して差し支えない」と示されているが、歯周ポケットの値を測定せずに区分番号「Ｉ011-２」に掲げる歯周病安定期治療（Ｉ）や区分番号「Ｉ011-２-３」に掲げる歯周病重症化予防治療は算定できるか。

答　算定できない。それぞれの治療を開始するにあたり歯周病検査は必要である。

【小児口唇閉鎖力検査】

問　区分番号「Ｄ011-４」に掲げる小児口唇閉鎖力検査の留意事項通知（２）について、「口腔機能の発達不全が疑われる患者」とあるが、15 歳未満の患者が対象となるのか。

答　そのとおり。ただし、口腔機能発達不全症にかかる一連の管理が継続している間に限り、18歳になるまでの間は算定して差し支えない。

問　令和２年３月31日の疑義解釈（その１）の問13において、「医療機器の一般的名称が「歯科用口唇筋力固定装置」であって、添付文書（又は取扱説明書）の使用目的上、口唇閉鎖力を測定する装置であることが記載されている装置」とされているが、歯科用口唇筋力固定装置として医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく届出がなされている機器であって、口唇閉鎖力を測定できるものを用いた場合、当該検査を算定できるか。

答　差し支えない。

【画像診断】

問　他の保険医療機関からの紹介又は歯科用３次元エックス線断層撮影の必要性が十分に認められる場合等において、歯科用エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影を行わずに、第一選択として歯科用３次元エックス線断層撮影を算定できるか。

答　歯科疾患の診断に際して、各撮影方法を比較考慮した結果、歯科用３次元エックス線断層撮影を第一選択とした場合は算定して差し支えない。

注：審査においては、状況が判断できなく返戻となることが多いと思われ、歯科用３次元エックス線断層撮影を第一選択とした理由を摘要記載することが望ましい。

【歯科口腔リハビリテーション料】

問　区分番号「Ｈ001-２」に掲げる歯科口腔リハビリテーション料１の留意事項通知（２）に、「「１のロ 困難な場合」とは、区分番号「Ｂ013」に掲げる新製有床義歯管理料の（３）に掲げる場合をいう」とあるが、既に装着されている有床義歯を含めて判断するのか。

答　そのとおり。

【歯科麻酔管理料】

問　自治体や地域の歯科医師会が開設する障害児（者）等を対象とする医療機関であり常勤歯科医師の配置が困難である場合に、区分番号「Ｋ004」に掲げる歯科麻酔管理料を算定できるか。

答　医療機関の現況（開設者、管理者、診療時間、非常勤歯科医師数及び勤務体制、当該医療機関が対象とする患者、診療内容等）と常勤歯科医師の配置が困難である理由を記載した理由書を地方厚生（支）局長に提出し、当該施設基準該当の適否について判断を求める。なお、麻酔前後の診察については留意事項通知のとおり。

問　区分番号「Ｋ004」に掲げる歯科麻酔管理料の留意事項通知（２）に、「なお、この場合において、緊急の場合を除き、麻酔前後の診察は、当該麻酔を実施した日以外に行われなければならない」と示されているが、当該麻酔管理料は、医科点数表の区分番号「Ｌ008」に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った日に算定するのか。

答　麻酔実施日と同日に算定する。なお、麻酔後の診察を同日に実施する場合には算定できない。

問　区分番号「Ｋ004」に掲げる歯科麻酔管理料の留意事項通知(２)の「専ら歯科麻酔を担当する歯科医師」は、外来業務との兼務は可能か。

答　勤務時間の大部分を麻酔に従事している歯科医師であり、外来業務との兼務は問わない。

【補綴時診断料】

問　区分番号「Ｍ000」に掲げる補綴時診断料の留意事項通知（３）について、人工歯を用いず、即時重合レジン等で増歯をした場合に算定できるか。

答　算定して差し支えない。

【CAD/CAM 冠】

問　施設基準として届出を行ったＣＡＤ／ＣＡＭ 装置について機器の変更の都度、届出が必要か。

答　届出は不要。ただし、保険医療機関において、使用するＣＡＤ／ＣＡＭ装置について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく届出が行われている機器であること、ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料との互換性が制限されない機器であること等について確認すること。

【咬合印象】

問　区分番号「Ｍ003-３」に掲げる咬合印象の留意事項通知について、「臼歯部における垂直的咬合関係を有する臼歯の歯冠修復（単独冠に限る）」とあるが、歯冠形成を行った歯の対顎が欠損であって、義歯等の人工物で垂直的咬合関係を有している患者については対象となるか。

答　対象となる。

問　区分番号「Ｍ003-３」に掲げる咬合印象の留意事項通知について、「臼歯部における垂直的咬合関係を有する臼歯の歯冠修復（単独冠に限る）」とあるが、複数歯を単独冠の歯冠形成した場合であって、歯冠形成後も垂直的咬合関係を有している患者については対象となるか。また、その場合どのように算定すれば良いか。

答　対象となる。なお、歯冠形成した歯数分算定して差し支えない。

【有床義歯】

問　区分番号「Ｍ018」に掲げる有床義歯の留意事項通知（13）において、「他の保険医療機関において、６月以内に有床義歯を製作していないことを患者に確認した場合」が追加されたが、患者に口頭にて確認を行った場合における摘要欄記載は必要か。

答　摘要欄への記載は求めていない。